１．運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員法及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成１８年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ｱ) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第１表のとおりである。

第１表　運航管理監査実施状況（平成２７年度）

		旅客船	貨物船	合計
運航管理監査	事業場監査	4	5	9
	船舶監査	１４	１７１	１８５

（注）１．船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(ｲ) 旅客船事業に係る安全確認検査等

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る就航前安全確認検査等は第２表のとおりである。

第２表　安全確認検査等実施状況（平成２７年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
就航前安全確認検査	0	0	7	3	7	3
許認可等安全関係審査	2	1	7	3	9	4

（注）在来船は、高速船を含む。

(ｳ) 運航管理者及び乗組員研修会の実施

旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した研修会は第３表のとおりである。

第３表　運航管理者及び乗組員研修会（平成２７年度）

実施年月日等	研修内容	講師	参加者
【第１回】 平成２７年１１月６日 ［共催］ 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	接遇とマナーについて	（株）神戸クルーザー クルーズマネジャー 橋詰　美絵　氏	７１名
	事故調査事例から見た海難事故防止及び船舶事故ハザードマップについて	運輸安全委員会事務局神戸事務所 次席地方事故調査官 藤岡　善計　氏	
	旅客船の安全運航について	神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官 土谷　　穣　氏	
【第２回】 平成２８年２月８日 ［共催］ 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	お客様対応の基本	消費者関連専門家会議執行委員 西日本支部企業研修部会長 元ピップ（株）相談室室長 朝倉　公治　氏	５０名
	神戸市の救急と船内での応急措置	神戸市水上消防署 救急係長 大橋　　達　氏	
	旅客船の安全運航について	神戸運輸監理部海上安全環境部 次席運航労務監理官 岸田　孝裕　氏	

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ｱ) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は３２隻である。

(ｲ) 船員法等に基づく監査

平成２７年度の監査実績は、第４表～第８表のとおり、監査船舶数２９５隻、監査事業場数５社であり、監査の結果は違反１２件であった。違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、

平成２７年度における公表件数はなかった。

第４表　監査船舶及び事業場数（平成２７年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合　計
	700トン以上	700トン未満				
本　局	９	１５６	４３	２０８	３	２１１
姫　路	９	７８	０	８７	２	８９
合　計	１８	２３４	４３	２９５	５	３００

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第５表　船員法等条項別違反件数（平成２７年度）

違反条項			本局	姫路	合計
船員法	１４条の４	航海の安全の確保	８	２	１０
	６７条	船内記録簿	１	１	２
合　計			９	３	１２

（注）船員法及び労安則に基づく勧告について、平成２７年度は１３件であった。

第６表　船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
監査件数	船舶監査	３７８	３６６	３６１	３１８	２９５
	事業場監査	６	６	５	６	５
	合　計	３８４	３７２	３６６	３２４	３００
違反件数	船舶監査	２０	３４	１３	１２	１２
	事業場監査	０	０	０	０	０
	合　計	２０	３４	１３	１２	１２
勧告件数	船舶監査	１	１０	４	０	１３
	事業場監査	０	０	０	０	０
	合　計	１	１０	４	０	１３

第７表　災害発生時監査状況（平成２７年度）

監　査 実施局	監 査 隻 数	船 種	災害種類	被災状況	処　分
本　局	0	－	－	－	－
姫　路	0	－	－	－	－
合　計	0				

第８表　海難発生時監査状況（平成２７年度）

監　査 実施局	監　査 隻　数	海難種類	船種別内訳	処　分
本　局	１０	衝突（対船） 衝突（対物） 座礁	貨物船（５）、ケミカルタンカー、 液体化学薬品ばら積船、砂利運搬船、 漁船、旅客船兼自動車渡船	違反９件
姫　路	２	衝突（対船） 衝突（対物）	貨物船兼砂利運搬船（２）	違反３件
合　計	１２			

(ｳ)　船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員または小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の検査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、平成２７年度における違反件数はなかった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成１７年にＪＲ福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成１８年１０月に創設され、神戸運輸監理部では平成１９年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第９表のとおりであり、合計２４４社（延べ数）に対して実施した。

第９表　評価を行った事業者数（平成２８年３月３１日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合　計
平成１９年度	７	５	１２
平成２０年度	１０	７	１７
平成２１年度	２２	１５	３７
平成２２年度	２０	３１	５１
平成２３年度	１１	２９	４０
平成２４年度	１３	２６	３９
平成２５年度	６	１０	１６
平成２６年度	７	９	１６
平成２７年度	７	９	１６
合　計	１０３	１４１	２４４